

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

(最終改正:令和5年10月1日 保医0323第1号)

当院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費負担をお願いしています。

徴収可能な項目

- ・診断書料 身体障害者手帳診断書・意見書 1通につき 2,200円(消費税込)
 - 任意保険診断書 1通につき 2,200円(消費税込)
 - 死亡診断書 1通につき 2,200円(消費税込)
 - 普通診断書 1通につき 1,650円(消費税込)
 - おむつ使用証明書 1通につき 1,650円(消費税込)
- ・理髪代 無料(ただし、散髪時期に関してはお任せいただきます。)
- ・オムツ代 1ヶ月 4,000円(1枚 33.3円)(消費税込)
- ・洗濯代 1ヶ月 3,000円(消費税込)
- ・テレビ貸し出し代(テレビカード不要) 無料
- ・病衣貸与代・洗濯袋・タオル・バスタオル 無料
- ・食食用エプロン・義歯洗浄剤・口腔ケア用スポンジ・トロミ剤・口内保湿湿潤ジェル 無料

衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での実費徴収は、一切認められていません。

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものとしては、具体的には次に掲げるものが挙げられます。

徴収不可能な項目

(1)手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用

ア 入院環境等に係るもの

(例)シーツ代、冷暖房代、電気代(ヘッドホンステレオ等を使用した際の充電に係るもの等)、清拭用タオル代、おむつの処理費用、電気アンカ・電気毛布の使用料、在宅療養者の電話診療、医療相談、血液検査など検査結果の印刷費用代等

イ 材料に係るもの

(例)衛生材料代(ガーゼ代、絆創膏代等)、おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代、手術に通常使用する材料代(縫合糸代等)、ウロバッグ代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等、医師の指示によるスポット代、散剤のカプセル充填のカプセル代、一包化した場合の分包紙代及びユニパック代等

ウ サービスに係るもの

(例)手術前の剃毛代、医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談、車椅子用座布団等の消毒洗浄費用、インターネット等より取得した診療情報の提供、食事時のとろみ剤やフレーバーの費用等

(2)診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用(費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く。)

(3)新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用

ア 薬事法上の承認前の医薬品・医療機器(治験に係るものを除く。)

イ 適応外使用の医薬品(評価療養を除く。)

ウ 保険適用となっていない治療方法(先進医療を除く。) 等